

資本的支出と修繕費

資本的支出と修繕費の区分

固定資産の修理や改良等のために支出した金額は、新たな固定資産の取得と考えて減価償却費として損金にする「資本的支出」と、支出した年度に全額を損金とする「収益的支出（修繕費）」とに区分されます。

「固定資産の使用可能期間を延ばす」「固定資産の価値を高める」といった支出は「資本的支出」と、「固定資産の通常の維持管理」や「固定資産の原状回復」のための支出は「修繕費」と基本的に考えます。

資本的支出となる金額の計算は以下のように定められています。

(1) 使用可能期間の延長

図表1の算式で計算します。たとえば、支出金額500万円、支出しない場合の残存使用可能年数2年、

資本的支出と修繕費の例示と形式基準

資本的支出と修繕費の考え方は前記のようになっていますが、実務上で「使用可能年数」や「時価」などを計算するのはとても困難です。そこで、法人税法の基本通達（行政が法令を解釈する際の指針）では、形式的な区分による処理も認められています。

支出後の使用可能年数5年の場合、資本的支出の金額は300万円、修繕費の額は200万円となります。

(2) 価値の増加

図表1 修理して使える期間が延びたときの計算式

$$\text{資本的支出の金額} = (\text{支出金額}) \times \frac{(\text{支出後の使用可能年数}) - (\text{支出しない場合の残存使用可能年数})}{(\text{支出後の使用可能年数})}$$

【本文の例の場合】

資本的支出の金額	500万円 × $\frac{5年 - 2年}{5年}$	= 300万円
修繕費の額	500万円 - 300万円	= 200万円

図表2 修理等で価値が上がったときの計算式

$$\text{資本的支出の金額} = (\text{支出後の時価}) - (\text{通常の管理または修理をしていた場合の時価})$$

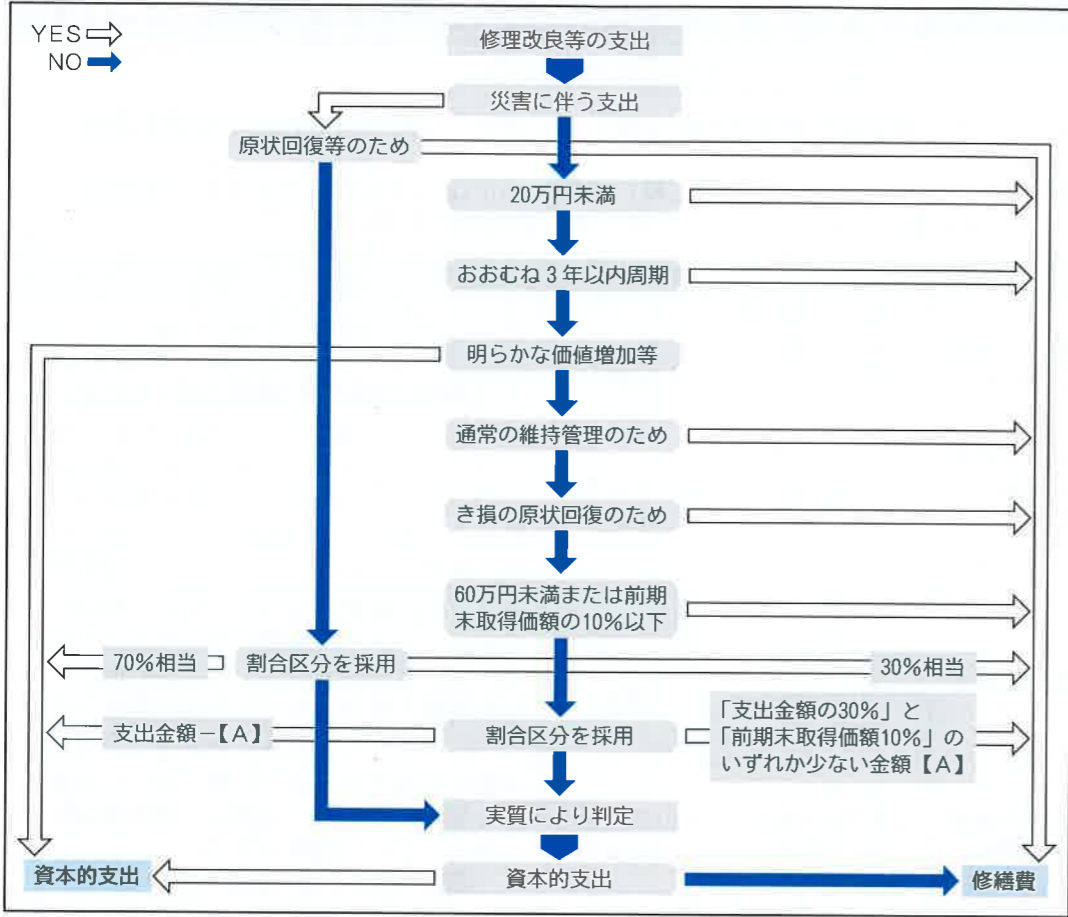
【本文の例の場合】

資本的支出の金額	950万円 - 600万円	= 350万円
修繕費の額	500万円 - 350万円	= 150万円

“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようになるのか、どのように処理すればいいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井満広

図表3 基本的支出と修繕費の形式的区分基準



います（図表3参照）。

(1) 20万円未満の場合

同一計画に基づく同一資産への修理改良等の支出金額の合計額が20万円未満であれば、全額が修繕費となります。

(2) 3年以内周期の場合

その資産への修理改良等がおおむね3年以内の周期で行なわれていることが過去の実績等で明らかであれば、全額が修繕費となります。

(3) 明らかな価値増加等（資本的支出）

明らかに価値を高めるまたは耐久性を増す支出は、全額が資本的支出となります。具体的には次の支出が挙げられます。

- ・建物の避難階段の取付け等物理的に付け加えた部分の費用の額
- ・用途を変更するために行なった模様替え等の改造または改装に直接要した費用の額
- ・機械の部品を性能の高いものに取替えた場合の通常要する費用の額を超える部分の金額
- ・ソフトウェアに新たな機能を追加等したときのプログラム修正等に要した額

(4) 通常の維持管理やき損の原状回復（修繕費）

通常の維持管理やき損の原状回復の支出は、全額が修繕費となります。具体的には次の支出が挙げられます。

- ・建物の移えいや解体移築に要した費用の額（移えい等を予定して取得した建物等を除く）。ただし、解体移築の場合は旧資材の70%以上を再使用した場合に限る
- ・機械装置の移設に要した移設費等の額（集中生産を行なう等のため

(6) 割合区分による方法の採用

修理改良等の支出金額を資本的支出と修繕費に明らかに区分できない場合は、支出金額の30%または前期末取得価額の10%のいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出とすることができます。この方法は、法人が継続して採用している場合に限り認められます。

日本実業出版社発行『企業実務』
2018年6月号より転載。
記事内容は、2019年11月1日
時点での法令に基づき、校閲・
修正をしております。